

平成 27 年 10 月 23 日提出

(宛先) 鎌倉市議会議長

議員名 上畠 寛弘

通勤費の在り方と今後に関する質問主意書

鎌倉市議会基本条例第 7 条第 3 項（鎌倉市議会会議規則第 105 条）の規定により次のとおり質問する。

1 件名

通勤費の在り方と今後

2 質問の要旨

1. 鎌議第 1453 号に関連し質問する。現在の通勤手当について距離や金額の制限はあるか。
2. 制限が無い場合、いくら遠方であっても支給されるということか。
3. 例えば、大阪から新幹線の勤務であっても支給されるか。
4. 北海道や沖縄など飛行機が必要な場合も飛行機の定期券代、支給されるのか。
5. 国に於ける通勤に係る距離や手当についての基準は如何か。
6. 民間企業の感覚では、そもそも通勤手当を支払う義務はなく、福利厚生の一貫として支払うものであると認識する。又、当然ながら、距離や金額についても、制限、上限を設けている。緊急時の召集などもふまえ、又、財政面の観点から、上限を設けるべきと考えるが、市長の考えは如何か。
7. 他方、管理職に於いては、緊急対応や深夜勤務の発生により、終電を逃し、帰る際には、自己負担でタクシー代を支払い勤務していると伺う。実態は如何か。
8. 業務が要因でタクシーによって帰宅が必要となったのであれば、きちんとタクシーチケットを支給する等の対応をすべきではないか。如何か。

3 答弁を求める者

市長

4 答弁の期限

有（平成 年 月 日まで） ・ 無

（理由：

）